

令和5年度第4回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日 時	令和6年1月17日(水) 午前10時00分～午前11時00分
*場 所	対面(教育委員会室)・オンライン(ZOOM)開催
*次 第	I 開会 II 議題 文京区指定文化財の追加指定について III 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、佐藤信、副島弘道、岩淵令治、山崎祐子) 事務局(宇民教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資 料	資料第1号 文京区指定有形文化財 追加指定説明書(案)(護国寺日記) 資料第2号 文京区指定有形文化財 護国寺日記 指定説明書 資料第3号 文京区指定有形文化財 追加指定説明書(案)(麟祥院文書) 資料第4号 文京区指定有形文化財 麟祥院文書 指定説明書(新旧対照表) 資料第5号 文京区指定文化財(有形文化財)の追加指定について(建議) 資料第6号 今後の予定について

I 開会

II 議題

1 文京区指定文化財の指定について(審議)

事務局が資料第1～2号に基づき、護国寺日記の追加指定説明書(案)の説明を行った。

《会長》それでは何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》一点だけ質問です。資料第1号では護国寺日記の寸法について「横17.3センチ」と書かれていますが、資料第2号の3頁、上から3行目の部分では「日記は各冊とも縦ほぼ24センチ、横ほぼ17センチの半紙に書かれ、袋綴されており…」とあります。袋綴された結果、横が17センチになったとすると、半紙の横幅は倍の34センチにならないでしょうか。あるいは、横17センチの半紙に書かれてから袋綴されたとすると、最終的な横幅は8.5センチになるように思えますが、いかがでしょうか。

《事務局》ご指摘のとおりです。修正いたします。

《委員》ここは正確に書いておいた方が良いと思います。元の文章を生かすとする「34センチの半紙に書かれ、袋綴されており…」という書き方が良いでしょうか。

《委員》半紙を綴じた後に裁断している可能性もありますので、半紙の寸法は推測しない方が良いと思います。半紙を袋綴した結果、この大きさになったという書き方が良いと思います。

《委員》私もそれでよろしいかと思えます。

《会長》それでは、「半紙を袋綴にして、縦ほぼ 24 センチ、横ほぼ 17 センチ…」といった形に修正するということがよろしいでしょうか。細かい文面は事務局の方でご検討ください。

(異議なし)

他にご質問・ご意見等はございますか。

《委員》護国寺の説明として、資料第 1 号の(7)概要部分には「天和元年(1681)現在地に創建された新義真言宗の寺院である。」とあります。一方、資料第 2 号の 2 頁、上から 2 行目には「宝永 2 年 6 月、仁和寺から離れて直院家、無本寺となり…」とあります。この点、新義真言宗のお寺でも古義のお寺である仁和寺の末寺になるということはあるのでしょうか。

もう一点、前述した「天和元年(1681)現在地に創建された新義真言宗の寺院である。」の部分ですが、新義真言宗という言葉は現在、狭義には根来寺だけを指すと思えます。そうしますとこの部分は、1681 年当時に新義真言宗の寺院だったと理解すれば良いのか、あるいは、現在が真言宗豊山派なのでそれを新義真言宗と称しているのか、どちらでしょうか。

《事務局》まず後者のご質問についてですが、新義真言宗という言葉は現在の意味で使用しております。

《委員》分かりました。そうしますと、新義真言宗とするよりも今の護国寺が称しているように「現在は、真言宗豊山派の寺院である」とした方が良いのではないのでしょうか。仏像の調査などでお寺の宗派を書く際には、新義真言宗とはあまり書かず、真言宗豊山派や真言宗智山派などの書き方をすることが多いです。

《事務局》分かりました。該当箇所は「天和元年(1681)現在地に創建された真言宗豊山派の寺院である。」と修正すれば、現在の意味として通じるでしょうか。

《委員》天和元年のことを言っているのか、今日のことを言っているのか、もう少し上手く修正する方法はないのでしょうか。

《事務局》それでは一度文章を切り、「天和元年(1681)現在地に創建された。現在は、真言宗豊山派の寺院である。」とする形でいかがでしょうか。

《会長》ご意見等はございますか。

《委員》よろしいかと思えますが、現在という言葉が重なってしまうので、「現在地」ではなく「今の地に」とした方が良くと思います。

《会長》私もその方が良くと思います。「天和元年(1681)今の地に創建された。現在は、真言宗豊山派の寺院である。」とする形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

他にご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

「護国寺日記」については、現在の内容にご指摘のあったいくつかの修正を加えるということでご承諾をいただければと思います。

続いて、「麟祥院文書」について事務局よりご説明願います。

事務局が資料第3～4号に基づき、麟祥院文書の追加指定説明書（案）の説明を行った。

《会長》ご説明の中であった資料第3号2頁の「第七に…ほとんど記されていない、」の部分は読点を句点に変え、同頁の追加指定理由内にある「令和4年3月1日指定…」の部分は「令和4年3月1日付指定…」と修正するというごことをお願いできればと思います。それ以外で何かご質問・ご意見等はございますか。

《委員》資料第3号2頁の「以上」から始まる段落の中に「また追加分の近世文書は、前述したようにその多くが虫損・水損等によって大きく破損しており…」とありますが、前述部分はどこに記載されていますか。

《事務局》調書の方に記載されていますが、指定説明書内には記載がございません。「前述したように」は削除いたします。

《会長》他にご質問・ご意見等はございますか。

《委員》資料第4号、(9)概要部分の2段落目に「年貢收取などの寺領支配に関する文書も19世紀初頭から明治初年までのものが残る。」との記載があり、これは現行の記述をそのまま使用したのだと思いますが、「初頭」及び「初年」という言葉は具体的にいつ頃を指すのでしょうか。目録を作成したのですから具体的な年代を書くか、あるいは曖昧にするのであれば、19世紀初め頃などとすれば良いのではないのでしょうか。

《事務局》細かく検討はしておりませんが、初年というのは概ね一桁を指し、初頭は概ね10年代までを指すという意識です。

《委員》私は、初年というのは3～4年くらいまでという意識で、もちろん個人差のある部分だとは思いますが、ここはやはり曖昧に記述するしかないのでしょうか。

《事務局》明治4年以降、寺領支配はありませんので終期を明確に記載することは可能ですが、始期をどこに設けるかが問題となります。「19世紀初頭」というのは、ここでは年貢收取に関する文書に限定していますので、年貢皆済帳を意識しています。

《委員》それでは、19世紀初頭の寺領支配に関する文書というのは、目録でいうとどの辺りに出てくるのですか。

《事務局》個々の文書については検索する必要があるすぐには分かりませんが、概ね文化年間からそのような文書が出てきています。

《委員》例えば、「19世紀段階の…」という書き方はいかがでしょうか。

《事務局》それでも良いと思いますが、年代が書いていないものもあるので、18世紀のものもあるのではないかという指摘を受ける可能性はあります。

《委員》19世紀初頭という言い方は、19世紀という時代を説明するときには便利だと思いますが、具体的な文書を説明するには少し分かりにくい言葉ではないかと思います。

《委員》 民俗において市町村史などを書く際は、決まりはないのですが「初年」は2～3年くらいまで、9年くらいだと「初期」になるという認識です。この点、明治の場合と昭和の場合、あるいは民俗と歴史では考え方が異なるとは思いますが、いかがでしょうか。

《会長》 「初頭」や「初年」がどういうものかという議論をしても、各人の日本語の感覚もあるでしょうから、あまり意味がないと思います。目録もあるのですから、具体的な年代を書けばよいのではないのでしょうか。

《委員》 日本語の感覚についてここで議論しても仕方がないのご指摘はそのとおりに思います。また、年代についても具体的に書く方が本来は良いのですが、先ほど事務局からも説明があったように年欠のものがありますので、細かく縛ってしまうと例外が出てくる可能性があります。また、「年貢収取などの…」というぼかし方をしているので、年代の異なる他の史料も年貢収取に関わるものだと解釈されてしまう可能性もあります。主旨としては、まず宝永4年にオリジナルの検地帳があり、それに関わる領地とのやり取りについての史料も残っている程度の内容でも古文書の評価としては問題ないと思いますので、あえて年代を記載しなくても良いのではないのでしょうか。

《委員》 確かに、具体的な年代は書かずにぼかした方がいいと思います。

《委員》 私も様々なご意見を伺う中で、年代は書かずに、寺領支配に関する文書も残る程度の記述にした方が良くように思いましたが、いかがでしょうか。

《委員》 一点補足をさせていただきますと、同じ段落の最後に「地方文書の欠を補う意味で、大変貴重な地域史料といえよう。」というまとめがありますが、あえて年代を絞らなくとも、最初に検地があって、その後の寺領とのやり取りに関する史料も残されている、という説明だけでも文意は十分合致していると思います。現行と追加指定後でなぜ変わったのかという指摘を受けた場合は、史料が増えたことで年代に幅ができたからという説明はできると思います。

《会長》 それでは、この部分はこれまでの議論を踏まえて年代を削除するということがよろしいのでしょうか。

(異議なし)

他にご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

本件を文京区教育委員会に建議するというご諮りをしたいと思いますが、ご異議はございますか。

(なし)

それでは、資料第5号のとおりにご承認いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(承認)

最後に、事務局から今後の予定についてご説明をお願いします。

指定に向けた今後の予定について、事務局が資料第6号に基づき説明を行った。

《会 長》何かご質問・ご意見等がございますか。
(な し)

Ⅲ 閉会

《会 長》これもちまして、令和5年度第4回文化財保護審議会を閉会とします。